

第390回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第390回三木市議会定例会（令和7年11月25日開会）に提出する追加議案10件（条例関係3件、補正予算関係7件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第87号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の230	100分の138	100分の69
12月1日	100分の230	100分の138	100分の69
年間合計	100分の460	100分の276	100分の138

(イ) 令和7年12月1日適用

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の230	100分の138	100分の69
12月1日	100分の <u>235</u>	100分の <u>141</u>	100分の <u>70.5</u>
年間合計	100分の <u>465</u>	100分の <u>279</u>	100分の <u>139.5</u>

(ウ) 令和8年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の <u>232.5</u>	100分の <u>139.5</u>	100分の <u>69.75</u>
12月1日	100分の <u>232.5</u>	100分の <u>139.5</u>	100分の <u>69.75</u>
年間合計	100分の <u>465</u>	100分の <u>279</u>	100分の <u>139.5</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和7年12月1日から適用）し、イ(ウ)については令和8年4月1日から施行する。

(2) 第88号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の230	100分の138	100分の69
12月1日	100分の230	100分の138	100分の69
年間合計	100分の460	100分の276	100分の138

(イ) 令和7年12月1日適用

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の230	100分の138	100分の69
12月1日	100分の <u>235</u>	100分の <u>141</u>	100分の <u>70.5</u>
年間合計	100分の <u>465</u>	100分の <u>279</u>	100分の <u>139.5</u>

(ウ) 令和8年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の <u>232.5</u>	100分の <u>139.5</u>	100分の <u>69.75</u>
12月1日	100分の <u>232.5</u>	100分の <u>139.5</u>	100分の <u>69.75</u>
年間合計	100分の <u>465</u>	100分の <u>279</u>	100分の <u>139.5</u>

ヴ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行し(令和7年12月1日から適用)し、イ(ウ)については令和8年4月1日から施行する。

(3) 第89号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員

の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和7年人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(ア) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

a 給料表の改定(令和7年4月1日適用)

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 全体 3.3%引き上げ(行政職俸給表(一))

b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を4.60月から4.65月に0.05月引き上げる(期末0.025月、勤勉0.025月引き上げ)。

(a) 現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 125	100分の 125	100分の 250
勤勉手当	100分の 105	100分の 105	100分の 210
合計	100分の 230	100分の 230	100分の 460

(b) 令和7年12月1日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 125	100分の 127.5	100分の 252.5
勤勉手当	100分の 105	100分の 107.5	100分の 212.5
合計	100分の 230	100分の 235	100分の 465

(c) 令和8年4月1日施行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 126.25	100分の 126.25	100分の 252.5
勤勉手当	100分の 106.25	100分の 106.25	100分の 212.5
合計	100分の 232.5	100分の 232.5	100分の 465

c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を2.40月から2.45月に0.05月引き上げる(期末0.025月、勤勉0.025月引き上げ)。

(a) 現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 70	100分の 70	100分の 140
勤勉手当	100分の 50	100分の 50	100分の 100
合計	100分の 120	100分の 120	100分の 240

(b) 令和7年12月1日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計

期末手当	100 分の 70	100 分の <u>72.5</u>	100 分の <u>142.5</u>
勤勉手当	100 分の 50	100 分の <u>52.5</u>	100 分の <u>102.5</u>
合計	100 分の 120	100 分の <u>125</u>	100 分の <u>245</u>

(c) 令和 8 年 4 月 1 日施行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の <u>71.25</u>	100 分の <u>71.25</u>	100 分の <u>142.5</u>
勤勉手当	100 分の <u>51.25</u>	100 分の <u>51.25</u>	100 分の <u>102.5</u>
合計	100 分の <u>122.5</u>	100 分の <u>122.5</u>	100 分の <u>245</u>

d 地域手当の支給率の見直し(令和 8 年 4 月 1 日施行)

地域手当の支給率について、現行の 3%を、令和 8 年度から 4%へ引き上げ。

e 通勤手当の支給金額の見直し(令和 7 年 4 月 1 日施行)

自動車等使用者の通勤距離に応じて支給している通勤手当の支給額について、一部の距離区分で見直しを行う。

f 通勤手当の支給区分の新設(令和 8 年 4 月 1 日施行)

自動車等使用者の通勤距離に応じて支給している通勤手当の距離区分の上限について、100 km 以上を上限とする新たな距離区分の新設を行う。

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正(令和 8 年 4 月 1 日施行)

特定任期付職員(高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により 5 年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員)の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。

1 号給の給料月額を 392,000 円から 405,000 円へ、2 号給の給料月額を 440,000 円から 455,000 円へ、3 号給の給料月額を 492,000 円から 508,000 円へ、4 号給の給料月額を 555,000 円から 574,000 円へ、5 号給の給料月額を 634,000 円から 655,000 円へ引き上げる。また、6 月期と 12 月期のそれぞれの期末勤勉手当を 100 分の 182.5 から 100 分の 185 に引き上げ、年間支給月数を 0.05 月引き上げる。

(ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

給料表、期末勤勉手当及び通勤手当について、一般職の職員の給料、期末勤勉手当及び通勤手当に準じて改定する。

ウ 施行期日

(ア) 公布の日 イ(ア) a、イ(ア) b (b)、イ(ア) c (b)、イ(ア) e、イ(ウ) (ただし、イ(ア) a 及びイ(ア) e は令和 7 年 4 月 1 日から適用し、イ(ア) b (b) 及び

イ(ア) c (b)は令和 7 年 12 月 1 日から適用する。イ(ウ)会計年度任用職員も同様。)

(イ) 令和 8 年 4 月 1 日 イ(ア) b (c)、イ(ア) c (c)、イ(ア) d、イ(ア) f、イ(イ)

2 挿正予算関係 【別添「令和 7 年度 12 月補正予算(案)(追加分)の概要」参照】

- (1) 第 90 号議案 令和 7 年度三木市一般会計補正予算(第 5 号)
- (2) 第 91 号議案 令和 7 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- (3) 第 92 号議案 令和 7 年度三木市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- (4) 第 93 号議案 令和 7 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)
- (5) 第 94 号議案 令和 7 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第 3 号)
- (6) 第 95 号議案 令和 7 年度三木市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- (7) 第 96 号議案 令和 7 年度三木市下水道事業会計補正予算(第 3 号)